

令和7年3月始良市農業委員会総会 口述書（議長用）

1. 開催日時：令和7年3月28日(金) 午後1時30分～
2. 開催場所：始良市役所 本館4階 入札室
3. 出席委員：農業委員 農地利用最適化推進委員

【農業委員】

1 番	杉尾 敏憲	1 1 番	本村 正一
2 番	白尾 親昭	1 2 番	坂元 廣幸
3 番	岩元 律子	1 3 番	牧野田 隆平
4 番	森山 良久	1 4 番	松元 信道
5 番	山下 妙子	1 5 番	平 富士夫
6 番	市野 たつ子	1 6 番	内甕 達也
7 番	猶木 悟	1 7 番	西 泰行 (欠席)
8 番	市蘭 由美子	1 8 番	宮原 千年
9 番	大重 孝司	1 9 番	夏田 恒
1 0 番	小長野 誠		

農地利用最適化推進委員

1 番	上福元 克己	7 番	橋本 好文
2 番	長野 洋一	8 番	比良 文識
3 番	松永 政裕	9 番	内村 幸雄
4 番	松元 健一		
5 番	池端 隆志	1 1 番	扇蘭 弘行
6 番	堂前 澄男	1 2 番	柚木 利雄

4. 議事日程

01. 議事録署名委員の指名
02. 会議書記の指名
03. 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
04. 議案第2号 農地転用事業計画変更申請について
05. 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について
06. 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について
07. 議案第5号 農地の利用目的変更届について
08. 議案第6号 非農地証明願について
09. 議案第7号 農業委員の辞任に関する同意について
10. 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(貸借)について
11. 農用地利用集積計画(貸借)の合意解約報告
12. その他

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 事務局長補佐兼農地係長 事務局長補佐兼振興係長
 農地係主事 振興係主任主査

事務局	<p>姿勢を正してください。一同礼。</p>
議長	<p>ただいまから、令和7年3月、始良市農業委員会 総会を、開会いたします。</p> <p>出席農業委員は、19名中18名で、定足数に達しておりますので、本総会は、成立しております。</p>
	<p style="text-align: center;">——— 会務報告 ———</p>
議長	<p>まず、会務報告について、事務局からの報告を求めます。</p>
事務局	<p>〔事務局 報告〕</p>
	<p style="text-align: center;">——— 日程第1 議事録署名委員の指名 ———</p>
議長	<p>次に、日程第1、始良市農業委員会 会議規則 第17条第2項に規定する、議事録 署名委員についてですが、議長から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。</p>
委員	<p>『異議なし』</p>
議長	<p>それでは、農業委員13番、農業委員14番に、お願いいたします。</p>
	<p style="text-align: center;">——— 日程第2 会議書記の指名 ———</p>
議長	<p>次に、日程第2、会議書記の指名について、本日の会議書記には、事務局職員の、局長補佐兼農地係長と、局長補佐兼振興係長を、指名いたします。</p> <p>これからの議案の審議では、農業委員会法 第31条規定の議事参与の制限に該当する事案の委員は、審議開始から終了までの間、退席をお願いし、関係議案 終了後に入室、着席をお願いします。</p> <p>なお、委員本人の方々の事案については、事務局で把握できますが、それ以外の親族等については、把握ができませんので、規定により申し出ていただき、退席等よろしくお願いいたします。</p>

—— 日程第3 議案第1号 ——

議長

次に、日程第3、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について、議題に供します。

まず、1番について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による、許可申請の処分決定について、ご説明します。総会資料は、1～2ページです。

今月の申請件数につきましては、7件となっております。

先般、各担当委員におきまして事前調査がなされ、現地調査報告書の1ページから調査書がございますので、審議の参考としてください。

それでは、まず、1番について説明します。

譲受人〇〇、譲渡人〇〇、申請地は蒲生町白男字向江川原の田が1筆、面積が620㎡で、贈与による所有権移転です。

以上で、1番の説明を終わります。

議長

ただいまの説明に関連して、推進委員1番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委員

はい、推進委員1番です。調査報告いたします。令和7年3月16日、申請地の現地を確認し、後日譲受人に聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。県外に居住されています譲渡人から譲り受けるもので、申請地は、以前から利用権設定により〇〇が管理されてきました。大型の農業用機械は、農事組合法人のリースで対応されており、刈払機等の小農機具は揃っておりました。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。以上で報告を終わります。

議長

次に、2番について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、引き続き2番につきまして説明します。

譲受人〇〇、譲渡人〇〇、申請地は西餅田字上櫻木の畑が1筆、面積が452㎡で、売買による所有権移転です。

以上で、2番の説明を終わります。

議長

ただいまの説明に関連して、農業委員18番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委員	はい、農業委員18番です。調査報告いたします。令和7年3月16日、申請地において、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。申請地は、春野菜のえんどう、そら豆、玉ねぎ等が植えてあり、よく管理してありました。譲受人の労働力は、3名です。農業用機械は、トラクター5台、田植機1台、防除機1台、軽トラック3台です。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。
議長	次に、3番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、引き続き3番につきまして説明します。 譲受人〇〇、譲渡人〇〇、申請地は永瀬字崎園の田が1筆、面積が217㎡で、売買による所有権移転です。 なお、議案第5号1番の農地の利用目的変更申請とも関連があります。 以上で、3番の説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、推進委員7番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、推進委員7番です。調査報告いたします。令和7年3月13日、譲受人宅を訪問し、譲受人に聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。労働力は、1名です。農業用機械は、刈払機3台、芝刈機1台で、野菜とブルーベリーを植える予定だということです。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。
議長	次に、4番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、引き続き4番につきまして説明します。 譲受人〇〇、譲渡人〇〇、申請地は上名字木ノ下の田が1筆、面積が1,000㎡で、売買による所有権移転です。 以上で、4番の説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、推進委員6番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、推進委員6番です。調査報告いたします。令和7年3月

	<p>13日、譲受人宅を訪問し、譲受人に聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。大重畜産は法人化して、労働力は従業員を一人雇っています。農業用機械は、全部揃っています。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>次に、5番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、引き続き5番につきまして説明します。 譲受人〇〇、譲渡人〇〇、申請地は蒲生町米丸字保木川の田が1筆、面積が827㎡で、売買による所有権移転です。 なお、議案第5号3番の農地の利用目的変更申請とも関連があります。 以上で、5番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、推進委員2番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい、推進委員2番です。調査報告いたします。令和7年3月15日、現地において、譲受人に聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。申請地に隣接する宅地を購入して居住する予定で、家庭菜園で野菜等を栽培するとのことです。現在は、田んぼですが、畑への利用目的変更申請も同時に提出されております。労働力は、1名です。農業用機械は、家庭菜園のため必要に応じて借りてこられるそうです。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>次に、6番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、引き続き6番につきまして説明します。 譲受人〇〇、譲渡人〇〇、申請地は平松字大宇都の田が1筆、面積が500㎡で、売買による所有権移転です。 以上で、6番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、推進委員5番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい、推進委員5番です。調査報告いたします。令和7年3月</p>

	<p>13日、譲受人宅を訪問し、譲受人に聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。農業用機械は、自宅に軽トラック、少し離れた倉庫に乾燥機、田植機等が保管されていました。労働力は、本人夫婦と両親の4名です。現在耕作している農地の隣接地で荒地になっていますが、整地して水稻栽培を行っていくとのことです。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。以上で報告を終わります。</p>
<p>議長 事務局</p>	<p>次に、7番について、事務局の説明を求めまます。</p> <p>それでは、引き続き7番につきままして説明しまます。 譲受人〇〇、譲渡人〇〇、申請地は蒲生町米丸字枝宮で畑が1筆、面積が42㎡で、売買による所有権移転です。 以上で、7番の説明を終わります。</p>
<p>議長 委員</p>	<p>ただいまの説明に関連して、農業委員1番に、調査の結果並びに補足説明をお願いしまます。</p> <p>はい、農業委員1番です。調査報告いたしまます。令和7年3月13日、申請地において、譲受人に聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。譲受人は、申請地の近くに住宅を購入され、家庭菜園で自家消費されるとのことです。農業用機械は、刈払機を1台所有し、耕うんが必要な場合はリース対応したいとのことです。労働力は、妻と本人の2名です。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。以上で報告を終わります。</p>
<p>議長 委員</p>	<p>それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について、質疑のある委員は、挙手をお願いしまます。</p> <p>「質疑・意見なし」</p>
<p>議長 委員</p>	<p>それでは、お諮りいたしまます。 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について、原案のとおり、決定することに賛成の委員は、挙手をお願いしまます。</p> <p>〔賛成多数〕</p>

議 長	<p>賛成多数により、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について、原案のとおり、承認することに決定いたしました。</p> <p style="text-align: center;">——— 日程第4 議案第2号 ———</p>
議 長	<p>次に、日程第4、議案第2号、農地転用事業計画変更申請の意見決定と許可について、議題に供します。 1番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第2号「農地転用事業計画変更申請」についてご説明いたします。総会資料は、3ページです。今月の申請件数につきましては、2件となっております。</p> <p>それでは、1番につきましてご説明いたします。申請人、〇〇、変更前の申請地が西餅田の田が2筆の合計面積が960㎡を一時転用で許可していましたが、今回、本年5月31日までの2か月の工事期間の延長による事業計画変更です。</p> <p>なお、議案第4号の2番で、農地法の5条申請が同時に提出されております。以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、農業委員1番に、議案第4号2番とも関連がありますので、一括して調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい、農業委員1番です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、北東に、1,000mの位置です。被害防除現況としましては、東が水路、西が市道、南が雑種地、北が水路です。申請実現の確実性として、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、令和7年5月31日までに、終了後農地に復元すること。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>2番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、2番につきましてご説明いたします。</p>

	<p>当初計画者は、山始ハウジング株式会社、事業継承者は西平石油有限会社、申請地は東餅田の田が1筆で、申請面積は938㎡となっております。</p> <p>当初、宅地造成として、令和元年9月5日付けで5条許可を得ておりましたが、今回、事業を断念して、西平石油有限会社に事業継承し、共同住宅敷地として利用する事業計画の変更となっております。</p> <p>なお、議案第4号の5番で、農地法の5条申請が、同時に提出されております。以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、農業委員1番に、議案第4号5番とも関連がありますので、一括して調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい、農業委員1番です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、東に、約200mの位置です。被害防除現況としましては、東が宅地、西が市道、南が田、北が宅地です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>それでは、議案第2号、農地転用事業計画変更申請の意見決定と許可について、質疑のある委員は、挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>〔質疑・意見なし〕</p>
議 長	<p>それでは、お諮りいたします。 議案第2号、農地転用事業計画変更申請の意見決定と許可について、原案のとおり、賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>〔賛成多数〕</p>
議 長	<p>賛成多数により、議案第2号、農地転用事業計画変更申請の意見決定と許可について、原案のとおり、承認することに、決定いたしました。</p>

議長

次に、日程第5、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について、議題に供します。
まず、1番について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についてご説明いたします。総会資料は、4ページです。今月の申請件数につきましては、4件となっております。

それでは、1番につきましてご説明いたします。

申請人は、〇〇、申請地は宮島町の畑が3筆で、申請面積が、473㎡です。農地区分は第3種農地で、転用目的は月極駐車場となっております。申請理由は、すでに月極駐車場として利用しているため是正したいとのことです。

参考資料の12ページに始末書が添付されております。内容につきましては、亡き母が生存中に農地法を理解しないまま月極駐車場として転用していた旨の経緯が記載され、今回、追認で農地法の許可を得ようとするものです。

なお、隣接地の宅地55番12の一部、32.64㎡と一体利用で全事業面積が505.64㎡となっております。以上で説明を終わります。

議長

ただいまの説明に関連し、農業委員2番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委員

はい、農業委員2番です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から北西に、約450mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が雑種地と宅地、西が市道と宅地、南が宅地、北が市道と雑種地です。申請実現の確実性としましては、既に転用済のため、確実です。条件・特記事項は特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。

議長

次に、2番について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、2番につきましてご説明いたします。

申請人は、〇〇、申請地は脇元の田が2筆で、申請面積が、

<p>議 長</p>	<p>135㎡です。農地区分は第3種農地で、転用目的は山林となっております。県の補助を受け、市街地緑化活動を行いたいとのことです。以上で説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明に関連し、推進委員7番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>はい、推進委員7番です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から北西に、250mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が里道、西が国道、南が雑種地、北が国道です。申請実現の確実性としましては、自己資金もあり確実です。条件・特記事項は特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次に、3番について、事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、3番につきましてご説明いたします。申請人は、〇〇、申請地は蒲生町米丸の畑が1筆で、申請面積は、521㎡です。農地区分は第2種農地で、すでに物置・庭園として利用しているため是正したいとのことです。参考資料の21ページに顛末書が添付されております。内容につきましては、亡き父が生存中に農地法を理解しないまま宅地として転用していた旨の経緯が記載され、今回、追認で農地法の許可を得ようとするものです。</p> <p>なお、隣接の宅地、3,389番、493.17㎡、と一体利用し全体事業面積が1,014.17㎡となっております。以上で説明を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明に関連し、推進委員2番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はい、推進委員2番です。調査報告いたします。農地区分は、第2種農地ですが、その他の農地に該当するため問題はありません。申請地の位置は、〇〇から南東に、450mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が里道、西が山林、南が畑、北が宅地です。申請実現の確実性としましては、既に転用済のため、確実です。条件・特記事項は特にありません。総合意見としまして、転用</p>

委員	許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議長	次に、4番について、事務局の説明を求めます。
事務局	<p>それでは、4番につきましてご説明いたします。</p> <p>申請人は、〇〇、申請地は平松の畑が1筆で、申請面積は、293㎡です。農地区分は第3種農地で、すでに通路・駐車場・庭として利用しているため是正したいとのことです。参考資料の26ページに始末書が添付されております。内容につきましては、平成8年頃、農地法を理解しないまま宅地として転用していた旨の経緯が記載され、今回、追認で農地法の許可を得ようとするものです。以上で説明を終わります。</p>
議長	ただいまの説明に関連し、推進委員7番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、推進委員7番です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から南に、350mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が宅地、西が里道、南が田、北が宅地です。申請実現の確実性としましては、すでに転用済のため、確実です。条件・特記事項は特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議長	それでは、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について、質疑のある委員は、挙手をお願いします。
委員	はい、推進委員4番です。参考資料の9ページから11ページについて、10ページと11ページはわかるんですが、9ページの案内図は関係ないところではないかと思いますが、説明をお願いします。
事務局	9ページの55番12の一部、32.64㎡は宅地でありまして、一体利用となるわけですが、今回の農地転用を行う55番地の14・15・24に斜線が入ってしまっていて、駐車場として55番12の一部と一緒に使うとことになります。

委員	<p>地番が違うところが、まん中に入ってくる、こういうことは実際にできるんですか。</p>
事務局	<p>一体利用というのは、事業計画の中の説明でありまして、登記関係とは別ものになります。</p>
議長	<p>他に、質疑はございませんでしょうか。 それでは、お諮りいたします。 議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について、原案のとおり、賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>〔賛成多数〕</p>
議長	<p>賛成多数により、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について、原案のとおり、承認することに、決定いたしました。</p>
<p>———— 日程第6 議案第4号 ————</p>	
議長	<p>次に、日程第6、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について、議題に供します。 まず、1番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についてご説明いたします。総会資料は、5ページから7ページです。今月の申請件数につきましては、番号9番が取下げの申請がありましたので、8件となっております。 それでは、1番につきましてご説明いたします。 譲受人（借人）は〇〇、譲渡人（貸人）は〇〇、土地の所在は、蒲生町漆の田が1筆で、申請面積が1, 263㎡のうちの320㎡です。権利の内容は、所有権移転で、農地区分は、第1種農地、転用目的は、一般住宅です。申請理由は、漆小学校の校長住宅を建築するためとのことです。 こちらの案件は、第1種農地のため、県農業会議ネットワーク機構への意見聴取案件となります。 なお、条件としまして、排水路を設けることを付して、許可したいと考えております。以上で説明を終わります。</p>

<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明に関連して、推進委員3番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はい、推進委員3番です。調査報告いたします。農地区分は、第1種農地ではありますが、第1種農地の不許可の例外であり、集落接続施設に該当するため、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、南に、150mの位置です。被害防除現況としましては、東が田、西が市道、南が宅地、北が水路です。申請実現の確実性としましては、始良市の利用であり、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、残地の田の排水路を設けること。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業会議ネットワーク機構への意見聴取案件として、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次に、2番について、事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、2番につきましてご説明いたします。</p> <p>譲受人（借人）は〇〇、譲渡人（貸人）は〇〇、土地の所在は、西餅田の田が2筆で、申請面積が960㎡です。権利の内容は、賃借権で、農地区分は、第3種農地、転用目的は、現場事務所・資材置場で、申請理由は、始良市建設部発注の排水工事のためとなっております。</p> <p>こちらの申請は、令和7年5月31日までの一時転用なので、一時転用終了後、農地に復元することを許可書の条件に付したいと思っております。</p> <p>なお、この案件は、議案第2号の1番と関連となっております。以上で説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>本件につきましては、議案第2号の1番で、農業委員1番より報告済でありますので、調査の結果並びに補足説明につきましては、省略いたします。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次に、3番について、事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、3番につきましてご説明いたします。</p> <p>譲受人（借人）は〇〇、譲渡人（貸人）は〇〇、土地の所在は、加治木町木田の田が1筆で、申請面積が404㎡です。権利の内容</p>

<p>議 長</p>	<p>は、所有権移転で、農地区分は、第3種農地、転用目的は、一般住宅で、申請理由は、自己住宅を建築することです。</p> <p>なお、現地調査の結果、土地改良区の擁壁について、協議することと条件を付して許可したいと考えております。以上で説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明に関連して、農業委員3番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>はい、農業委員3番です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から北に、約90mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が宅地、西が宅地、南が市道、北が宅地です。申請実現の確実性として、融資証明もあり、確実です。条件・特記事項は、土地改良区の擁壁について、協議すること。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、4番について、事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、4番につきましてご説明いたします。</p> <p>譲受人（借人）は〇〇、譲渡人（貸人）は〇〇、土地の所在は、東餅田の田が1筆で、申請面積が762㎡です。権利の内容は、賃借権で、農地区分は、第3種農地、転用目的は、倉庫・資材置場で、申請理由は、令和6年下深田線排水路整備工事（2工区）のためです。</p> <p>参考資料の39ページに始末書が添付されております。内容につきましては、転用許可を受けているものと思ひ込み、令和6年10月から資材置場として使用しているとの経緯が記載され、追認で農地法の許可を得ようとするものです。</p> <p>なお、令和7年6月30日までの一時転用なので、一時転用終了後、農地に復元することを許可書の条件に付したいと思ひます。以上で説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、農業委員1番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>はい、農業委員1番です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から北東</p>

	<p>に、1,000mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が水路、西が市道、南が水路、北が市道です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実です。条件・特記事項は、令和7年6月30日までに、終了後農地に復元すること、意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次に、5番について、事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、5番につきましてご説明いたします。 譲受人（借人）は〇〇、譲渡人（貸人）は〇〇、土地の所在は、東餅田の田が1筆で、合計面積が938㎡です。権利の内容は、所有権移転で、農地区分は、第3種農地、転用目的は、共同住宅で、申請理由は、共同住宅を建築するためです。 なお、議案第2号の2番と関連がある案件であります。以上で説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>本件につきましては、議案第2号の2番で、農業委員1番より報告済でありますので、調査の結果並びに補足説明につきましては、省略いたします。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次に、6番について、事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、6番につきましてご説明いたします。 譲受人（借人）は〇〇、譲渡人（貸人）は〇〇、土地の所在は、加治木町木田の田が2筆で、申請面積が926㎡です。権利の内容は、所有権移転で、農地区分は、第3種農地、転用目的は、資材置場で、申請理由は、作業場が手狭になったため資材置場として利用するためです。 参考資料の44ページに始末書が添付されております。内容につきましては、平成30年4月に移転仮登記で売買完了した際、すべて完了したものと錯誤し、資材置場として転用した経緯が記載され、追認で農地法の許可を得ようとするものです。こちらは、建物を建てない目的になりますので、工事の完了の報告があった日から3年間、6か月ごとに事業の実施状況を報告することを許可書の条件に付したいと思っております。以上で説明を終わります。</p>

<p>議 長</p> <p>委員</p>	<p>ただいまの説明に関連して、農業委員3番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はい、農業委員3番です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から北西に、約350mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が保全管理田、西が水路、南が雑種地、北が荒地です。申請実現の確実性としましては、すでに転用済であり、確実です。条件・特記事項は、里道の部分に関しては協議すること。意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次に、7番について、事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、7番につきましてご説明いたします。</p> <p>譲受人（借人）は〇〇、譲渡人（貸人）は〇〇、土地の所在は、船津の畑が1筆で、合計面積が795㎡です。権利の内容は、所有権移転で、農地区分は、第1種農地、転用目的は、一般住宅・店舗で、申請理由は、一般住宅及び店舗を建築するためです。</p> <p>参考資料の49ページに500㎡越えの理由書が添付されております。内容につきましては、申請者は理容業を営むために、一搬住宅兼店舗を建築する計画であり、申請面積795㎡のうち店舗用に係る面積が305.5㎡、一搬住宅に係る面積が489.7㎡となっており、一般住宅への転用要件が500㎡以内である旨の理由が記載されております。</p> <p>また、第1種農地と判断されるため、県農業会議ネットワーク機構への意見聴取案件となります。以上で説明を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>委員</p>	<p>ただいまの説明に関連して、農業委員4番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はい、推進委員4番です。調査報告いたします。農地区分は、第1種農地であります。第1種農地の不許可の例外であり、集落接続施設に該当するため、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、北西に、100mの位置です。被害防除現況としましては、東が畑、西が休耕田、南が市道、北が畑です。申請実現の確実性としましては、融資証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業会議ネットワーク機構への</p>

議 長	意見聴取案件として、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
事務局	次に、8番について、事務局の説明を求めます。 それでは、8番につきましてご説明いたします。 譲受人（借人）は〇〇、譲渡人（貸人）は〇〇、土地の所在は、加治木町反土の田が1筆で、申請面積が327㎡です。権利の内容は、所有権移転で、農地区分は、第3種農地、転用目的は、一般住宅で、申請理由は、希望する住宅建築が可能と判断したためです。 なお、隣接地と公衆道路と一体利用となり、全事業面積が393㎡となります。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員12番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、推進委員12番です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から南東に、約400mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が宅地、西が宅地と畑、南が宅地、北が宅地です。申請実現の確実性として、融資証明もあり、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	9番については、取り下げでございます。
議 長	それでは、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について、質疑のある委員は、挙手をお願いします。
委 員	推進委員12番です。議案第4号3番の件で、私も一緒に現地調査にいきました。条件として土地改良区と擁壁について協議することとなっていますが、〇〇委員にお聞きしますが、擁壁については、土地改良区の方で直すのだと思ったのですが。
委 員	調査報告で触れてありますが、現在のところ、そこまでは把握しておりませんでした。

	事務局 この件については、先日施工業者から連絡があり、事前に譲受人と土地改良区と協議してから施工した方がよいと、アドバイスしております。以上です。
議長	それでは、お諮りいたします。 議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について、原案のとおり、賛成の委員は挙手をお願いします。
委員	〔賛成多数〕
議長	賛成多数により、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について、原案のとおり、承認することに、決定いたしました。 なお、1番と7番につきましては、県農業委員会ネットワーク機構の決議に該当しますので、「意見聴取」いたします。
——— 日程第7 議案第5号 ———	
議長	次に、日程第7、議案第5号、農地の利用目的変更届について、議題に供します。 1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第5号 農地の利用目的変更願についてご説明いたします。総会資料は、8ページです。今月の申請件数につきましては、3件となっております。 それでは、1番につきましてご説明いたします。 申請人は、〇〇、土地の所在は、永瀬の田が1筆で、申請面積は217㎡です。農地区分は第1種農地です。変更後の使用目的は、盛土をして畑です。申請理由につきましては、用水の確保が困難なため盛土をして樹園地として利用したいとのことです。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、推進委員7番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、推進委員7番です。調査報告いたします。申請地の位置は、〇〇から南西に約250m、被害防除現況は、東が農道、西が里道、南が堤防、北が畑です。申請実現の確実性としましては、営農計画書もあり、確実であります。条件および特記事項は、水路に

議 長	土砂を流失させないこと。総合意見として、現地調査委員としましては、承認意見であります。以上で報告を終わります。
事務局	2番について、事務局の説明を求めます。 それでは、2番につきましてご説明いたします。 申請人は、〇〇、土地の所在は、北山の田が3筆で、申請面積は1,989㎡です。農地区分は農用区域内農地です。変更後の使用目的は、畑です。申請理由につきましては、後継者がおらず、現状のままの菜園として利用したいとのことです。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員16番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、農業委員16番です。調査報告いたします。申請地の位置は、〇〇から南西に約970m、被害防除現況は、東が水路、西が水路、南が田、北が田と里道です。申請実現の確実性としましては、営農計画書もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見として、現地調査委員としましては、承認意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	3番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、3番につきましてご説明いたします。 申請人は、〇〇、土地の所在は、蒲生町米丸の田が1筆で、申請面積は827㎡です。農地区分は第1種農地です。変更後の使用目的は、畑です。申請理由につきましては、畑に変更して、自家消費と販売用の野菜を栽培したいとのことです。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員2番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、推進委員2番です。調査報告いたします。申請地の位置は、〇〇から北に約750m、被害防除現況は、東が宅地、西が山林、南が樹園地、北が水路です。申請実現の確実性としましては、営農計画書もあり、確実であります。条件および特記事項は、特に

	ありません。総合意見として、現地調査委員としましては、承認意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	それでは、議案第5号、農地の利用目的変更届については、質疑のある委員は挙手をお願いします。
委 員	「質疑・意見なし」
議 長	それでは、お諮りいたします。議案第5号、農地の利用目的変更届については、原案のとおり、承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第5号、農地の利用目的変更届については、原案のとおり、承認することに、決定しました。
	——— 日程第8 議案第6号 ———
議 長	次に、日程第8、議案第6号、非農地証明願について、議題に供します。 1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第6号 非農地証明願についてご説明いたします。総会資料は、9ページです。今月の申請件数につきましては、2件となっております。 それでは、1番につきましてご説明いたします。 申請人は、〇〇、申請地は、平松の畑が1筆で、申請面積は535㎡です。農地区分は第3種農地で、現況は宅地であります。昭和59年から申請人の父が一般住宅を建築し宅地として使用しており、現在に至っているとのことで、非農地証明願が提出されております。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員2番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、農業委員2番です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地です。申請地の位置は、〇〇から西に約380m、現況は、申請のとおり宅地となつてから約40年経っていると認めら

	<p>れ、周囲の状況及び非農地とすることで生じる影響ですが、周囲の現況は、東が市道、西が畑、南が宅地と市道、北が畑となっております。非農地として認定するやむを得ない理由としては、宅地となつてから20年以上経っており、やむを得ないものと認められます。条件および特記事項は、特にありません。総合意見として、現地調査委員としましては、承認意見であります。以上で報告を終わります。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>2番について、事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、2番につきましてご説明いたします。 申請人は、〇〇、申請地は、加治木町日木山の田が1筆で、申請面積が248㎡です。農地区分は第3種農地で、現況は宅地であります。昭和49年に父が一般住宅を建築し宅地として使用しており、現在に至っているとのことで、非農地証明願が提出されております。以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p> <p>委員</p>	<p>ただいまの説明に関連して、推進委員12番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はい、推進委員12番です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地です。申請地の位置は、〇〇から北東に約500m、現況は、東が市道、西が宅地、南が宅地、北が宅地です。非農地として認定するやむを得ない理由としては、宅地となつてから20年以上経っており、やむを得ないものと認められます。条件および特記事項は、特にありません。総合意見として、現地調査委員としましては、承認意見であります。以上で報告を終わります。</p>
<p>議長</p> <p>委員</p>	<p>それでは、議案第6号、非農地証明願について、質疑のある委員は挙手をお願いします。</p> <p>〔質疑・意見なし〕</p>
<p>議長</p> <p>委員</p>	<p>それではお諮りいたします。 議案第6号、非農地証明願について、原案のとおり、承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>〔賛成多数〕</p>

議 長	<p>賛成多数により、議案第6号、非農地証明願については、原案のとおり、承認することに、決定いたしました。</p> <p style="text-align: center;">——— 日程第9 議案第7号 ———</p>
議 長	<p>それでは、日程第9、議案第7号、農業委員会委員の辞任に関する同意について、議題に供します。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第7号、農業委員会委員の辞任に関する同意について、ご説明いたします。</p> <p>〇〇委員より、始良市長宛に、令和7年3月10日付けで「辞任届」が提出されました。このことを受け、農業委員会等に関する法律、第13条 第1項の「委員は、正当な理由があるときは、市長村長及び農業委員会の同意を得て委員を辞任することができる」の規定に基づき、始良市長より、3月24日付けで、農業委員会宛に、「諮問」が提出されております。</p> <p>農業委員会では、この「諮問」を受け、本日の総会において、〇〇委員の辞任に関する同意をお諮りし、始良市長宛に本議案に関する議事録を添付し、「答申」とすることとなっております。</p> <p>〇〇委員の辞任の理由につきましては、ご本人の健康上の理由により、治療に専念させていただきたいとのことで、現在、委員としての活動が困難な状態であることを確認しております。辞任の理由が正当であるかにつきましては、社会通念に従い判断すべきものであり、事務局としましては、正当な理由として認められるものと判断しております。</p> <p>なお、先般、会長と会長代理及び、〇〇地区の農業委員、推進委員の皆さんにお集まりいただき、〇〇委員の担当地区につきまして協議しましたところ、〇〇地区の委員の皆さんで、委員任期までの間、カバーしていただけるとのことで、ご了承いただいているところであります。</p> <p>以上で、農業委員会委員の辞任に関する同意につきましての説明を終わります。ご審議、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>〇〇委員におかれましては、平成19年6月より農業委員として、長きにわたりご活躍されてまいりましたが、今回、健康上の理由により、辞任届が提出されたところです。</p> <p>それでは議案第7号、農業委員の辞任に関する同意について、質疑のある委員は、挙手をお願いします。</p>

<p>委員</p> <p>議長</p>	<p>[質疑・意見なし]</p> <p>それでは、お諮りいたします。 議案第7号、農業委員の辞任に関する同意について、事務局の説明内容に同意の委員は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p> <p>議長</p>	<p>[賛成多数]</p> <p>賛成多数により、議案第7号、農業委員の辞任に関する同意について、農業委員会では、同意することに決定いたしました。</p>
<p>———— 日程第10 ————</p>	
<p>議長</p>	<p>次に、日程第10、農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）について、事務局からの報告を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（貸借）について報告をいたします。</p> <p>別冊の1ページから2ページにあります、令和7年3月12日付け農用地利用集積促進計画案に係る農業委員会の意見につきましては、市農政課より照会がありました件で、貸付開始日は令和7年5月1日開始、対象者については、17戸の耕作者です。意見につきましては営農計画書等を確認し「異議なし」で回答しましたことを報告いたします。各筆の明細につきましては3ページから5ページになります。</p> <p>なお、農用地利用集積等促進計画案に係る農業委員会の意見につきまして、報告案件としていましたが、4月1日からこの事務を農業委員会で行うこととなったことにより、来月の総会から議案にあげ、審議していただくこととなりますのでよろしくお願ひいたします。</p> <p>次に、農用地利用集積等促進計画の県知事の許可及び公告について報告します。6ページにあります貸借の内容については、契約開始は令和7年3月31日。公告日については、令和7年3月18日に許可・公告されましたことを報告いたします。各筆の明細については7ページから9ページをご確認ください。以上報告を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの報告に関し、発言のある方は、挙手をお願いします。</p>

委員	[質疑・意見なし]
議長	<p>それでは、この案件は報告ですので、これで終わります。</p> <p style="text-align: center;">——— 日程第11 ———</p>
議長	次に、日程第11、農地利用集積計画（貸借）の合意解約について、事務局からの報告を求めます。
事務局	<p>それでは、農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告をいたします。3月は、20件が提出されております。</p> <p>内容につきましては、別紙合意解約（3月分）を後ほどご確認ください。</p> <p>なお、亡き〇〇の解約が8件、〇〇の解約が7件ありますが、これについては、また、貸し付けのあっせんが出てくると思しますので、よろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。</p>
議長	ただいまの報告に関し、発言のある方は、挙手をお願いします。
委員	[質疑・意見なし]
議長	それでは、この案件も報告ですので、これで終わります。
	——— 日程第12 ———
議長	次に、日程第12、その他ですが、委員の皆さんから、何かございませんか。
委員	[意見等なし]
議長	事務局からは、何かありませんか。
事務局	<p>[事務局から]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 歓送迎会の開催について ・ 各作業グループの令和6年度活動実績報告について（5つの作業グループより活動実績報告あり） ・ 各作業グループの令和7年度活動目標設定について

議 長	それでは、以上をもちまして、令和7年3月、始良市農業委員会総会を、閉会いたします。
事務局	姿勢を正してください。一同礼。

議事録署名委員

署名委員_____

署名委員_____